

今回は、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会について説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることを予めお断りしておきます。

### Q1 予算案に対する附帯決議と除斥について

今定例会に提出された補正予算案の中に議員が役員を務める法人に対する補助金が計上されている。当該補助金の内容は、市が認定した地域活性化事業を実施する法人・団体に対し、市から事業費の半額を補助するものである。

しかし、当該補助金を支出すべきではないと主張する一部の議員から、補正予算に対する修正案が本会議に提出された。当該修正案は賛成少数で否決となり、原案は可決となったが、修正案を提出した議員が補助金の支出に慎重な判断を求める旨の附帯決議が提出された。

この附帯決議を審議する際、附帯決議の対象となった補正予算案の審議において除斥とならない議員は、附帯決議の審議においても除斥にはならないと解することができるのか。

## 連載36

# 議会運営

## Q&A

全国市議会議長会  
調査広報部副部長  
本橋 謙治

**A1** 除斥とは、議会の審議は特定の者の利害に偏ることなく、住民の代表として、公平かつ公正になされなければならない。そのため、個々の具体的な事件の審議において、身分上、職業上その他特別の関係を有する議長及び議員をその審議に参加させないことです。

補正予算を含む、予算案の中に議員が関係する予算が計上されている場合の除斥の必要性については、予算は一体として不可分のもので分割して議決されるものではなく、かつ議会の権限の一つであり、取扱い上も該当する部分だけ関係議員を除斥して審議することは不可能であることから、除斥の必要性はないとされていますので、Q1の補正予算案の審議において、関係する議員は除斥の対象とはなりません。

それでは、補正予算案の審議に続いて上程

される附帯決議案の審議において、当該附帯決議案の内容に係る議員は除斥の対象となるのかについては、補正予算案と附帯決議案との間には関連性が認められませんが、あくまで別個の事件であること、附帯決議案の内容は補正予算と異なり、該当する部分に限定していることから、補正予算案と同様の扱いをすることはできないと解します。よって、附帯決議案が議員に係る内容である場合は、当該議員は除斥になると解します。

### 参考 行政事例（昭和31年9月28日）

問 地方公共団体の議会の議員が当該地方公共団体より補助金の交付を受けている某協会の会長あるいは理事等の職にある場合、当該団体に対する補助金の計上されている予算の審議に当たっては除斥さ

れるか。

答 除外されない。

参考 行政実例（昭和33年3月31日）

問 法第117条の議事について動議として提出されたとき、当該議員が除外される時期について次の二様の見解があるが、いずれが正しいか。

一 当該動議が成立したとき

二 当該動議が議題に供されたとき

答 動議として提出された事件が議題に供されたときと解する。

**Q2** 修正の動議の提出及び委員会付託について

今定例会に提出されている当初予算案を委員会に付託することが議会運営委員会で了解されているため、提案説明とこれに対する質疑の後に委員会に付託される予定である。

当初予算案に対する質疑を終了し、予定どおり議長による予算常任委員会への付託の手続が終了した直後に議長から「動議」という発言があり、議長が発言を許可したところ、その内容は修正であり、併せてこれを当初予算案

が付託された常任委員会に付託することを求めるものであった。なお、当該動議に賛成する議員が1名だった。

本市の議員定数は18人であり、会議規則の動議の成立要件は、動議の提出者の他に1名の賛成者が必要である。一方、地方自治法に定める修正の動議の提出要件を本市の議員定数に当てはめると、こちらも2名の発議となる。

この場合、どちらの規定を根拠にするべきか。また、この後の議事はどのように進めるべきか。

**A2** 修正の動議については、地方自治法で議員の定数の12分の1以上の者の発議が必要である。一方、動議の成立要件について会議規則は、提出者の他に一定数の賛成者が必要とされていますが、賛成者の数については、各市議会で異なります。

では、Q2の動議についてですが、当該動議は団体意思の決定に関する事件である予算案に対する修正の動議のため、その成立要件は一般的な動議の成立要件（標準市議会会議規則第16条）や決議など機関意思の決定に関する事件に対する修正の動議の提出要件（同第17条）である会議規則ではなく、地方自治法第115条の3が根拠となります。なお、一

般的な動議は口頭で提出することが可能ですが、修正の動議については、文書で提出することが求められています（同第17条）。

このことから、議長は動議を提出した議員に対し、修正の動議は文書で提出することが会議規則で求められているため、文書で提出することを宣告することになります。この宣告の後に修正の動議の提出や提出後の議事運営について議会運営委員会などで協議するために、休憩を宣告することが考えられます。

次に、修正の動議の委員会付託ですが、修正の動議は修正の対象となる原案に付随する動議です。したがって、当該動議が単独、独立の事件として議事日程に記載されることはありません。あくまで、原案の審議、審査の過程において議題となるもので、修正の動議が原案の審議において日程追加されることはありません。

このように、委員会付託の対象となる事件とは、単独、独立の事件として当該事件が議事日程に記載されるものとされていますので、修正の動議は委員会付託の対象とならず、委員会に付託された原案が委員会で審査され、委員会の審査が終了（原案可決、否決、修正可決のいずれか）し、本会議で委員長報告が行われる際に初めて議題となります。

以上のことから、議長は動議提出者に対し、

修正の動議は委員会付託の対象ではないため、委員会には付託せず当該動議の受理にとどめ、原案の委員会審査終了後の本会議で委員長報告の終了後に議題とする旨を説明することが必要です。

**参考 地方自治法**

第115条の3 普通地方公共団体の議会が議案に対する修正の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の発議によらなければならない。

**参考 標準市議会会議規則**

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に○人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては○人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

**Q3** 予算案に対する修正の動議の内容について

今定例会に提出された補正予算案に對して、一部の議員が修正の動議を提出した。

修正の動議の提出要件（議員定数の12分の1以上の者の発議）は満たしているが、修正の動議の内容が款項だけではなく、目節も修正する内容であった。予算案の議決対象は款項であり、目節は議決対象ではないことから、このような内容の修正の動議を提出することが可能なのか。

**A3** 議会に提出される予算案に対する議会の議決は、Q3のとおり議決科目である款項であり、執行科目とされる目節は、議会の議決の対象ではありません。

しかし、議決対象ではない目節の修正を含めた修正の動議の提出が不可能ということではないと考えます。つまり、議会が款項を修正するに当たり、当該修正が目節の段階でどのような予算になっているかを明らかにすることは、修正の動議の内容を理解する上で必要な要素であると考えます。

したがって、目節に関する修正を含む款項に対する修正の動議を可決しても、本来議決

の対象とならないものを含めて議決していることから、目節に関しては、議決をしたという事実だけであり、これに法的な効力及び長に対する強制力は生じません。しかし、議決対象である款項が修正されたことにより、事実上、目節も修正された款項に対応したものにならざるを得ないこととなります。

**Q4** 修正動議の提出者の修正部分を除く

原案に対する表決態度について  
本市では、当初予算案を所管する常任委員会に分割付託している。このため、付託された委員会に所属する議員が、委員会審査終了後の本会議において本人が所属する委員会が審査した予算に対する修正の動議を提出する一方、修正部分を除く他の予算については反対するという考えを議会事務局に通告してきた。  
このような表決態度は可能なのか。

**A4** 修正とは、議会に提出された事件の一部（場合によっては全部）に問題があるために、地方自治法や会議規則に定める要件を備えた修正の動議を提出し、当該部分を改めることをいいます。

つまり、修正の動議が可決した場合、修正された議案等が執行できるような議決結果となる必要があります。このことから、修正の動議を提出する議員は、反対する部分を含む問題がある部分を改める内容の動議を提出することが求められます。つまり、修正の動議を提出する議員やこれに賛成する議員は、修正部分が可決されれば、残りの原案については問題がないため、これに賛成すべきと考えます。具体的には、まず修正の動議を諮ります。これが賛成多数で可決したときは、修正された部分を除く原案を諮り、通常はこれも賛成多数で可決することになります。

Q4のように議員が所属している常任委員会に付託された予算案については修正の動議を提出し、所属していない常任委員会に分割付託された予算案については反対することは法上、禁止する規定はありませんが、予算案の審議や表決は予算全体を一体とみて賛否を表明することが必要です。仮に修正の動議が賛成多数で可決しても残りの原案が賛成少数で可決すれば、議案全体としては否決とならざるを得ません。つまり、修正の動議の可決だけでは議案の可決（一部可決）とはならないのです。

以上のことから、Q4のような表決態度をとることは、法的な問題がないとしても、修正

の動議の提出に関する考えとは矛盾するものであり、このような表決態度をとる議員に対する道義的な問題が他の議員から指摘されるおそれがあると考えます。

なお、修正の動議に賛成した議員は、修正の動議の採決の結果、これが否決されたときの原案に対する表決態度として、修正されなければ意味がないと考えて、原案に反対することが可能です。また、内容に不備はあるが、否決を回避したいと考えて原案に賛成することも可能です。

#### 参考 標準市議会議事次第書及び書式例

議長 これより「第〇号議案」に対する〇〇君ほか〇人から提出された修正案について起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（否決の場合）

（起立少数）

議長 起立少数であります。

よって修正案は否決されました。

議長 次に原案について起立により採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数・少数）

議長 起立多数・少数であります。

よって、「第〇号議案」は、原案のとおり可決されました（否決されました）。

（可決の場合）

（起立多数）

議長 起立多数であります。

よって修正案は可決されました。

議長 次にただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議ないとき）

議長 御異議なしと認めます。

よって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

#### Q5

議案の提出の際に添付されている書類の誤りについて

法律に基づいて当市議会に提出された条例案の審議中に、議会に提出する際に議案に添付する書類に記載する法律番号に誤り（昭和33年10号とすべきものを第100号と記載）があることが判明した。

この場合、議案の訂正の手続をするべきなのか。

**A5** 結論から言いますと、議案の訂正は不要です。

議案の訂正とは、議決の対象となる部分(例えば条例案の条文の誤り)に誤りがある場合であり、議決の対象とはならない議案の添付書類の一部の誤りは議案の訂正の対象外です。

このことから、議案の訂正ではなく正誤で対応することになります。具体的には、提出者から正誤の申出と正誤表の提出を議長に行い、議長がこれを付託委員会をはじめとする全議員に配布することになります。また傍聴者などへの通知の意味から、直後の本会議において、正誤に関する報告を行うことも考えられます。

なお、正誤の連絡を受けた委員会は、議案の訂正と異なり、正誤に関する手続等を行うことなく、当初の予定どおり委員会の審査を行うことが可能です。

**参考 標準市議会会議規則**

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

**Q6 委員外議員の制度について**

本市議会では、本人が希望すれば委員会に所属しない議員でも委員会の審査に参加することが認められている。この度、委員長の辞任を委員会で審査することになったが、ある議員が委員長の辞任の議事に参加したい旨の申し入れを行ってきた。

このような申し入れに対し、一部の委員から否定的な意見があるため、当該申し入れを拒否することは可能か。

**A6** 議員は、自己が所属していない委員会を傍聴することは、特に委員長や委員会の許可を得ることなく可能ですが、委員会の審査に参加することは原則としてできません。

しかし、委員会に所属していない議員が有する知識や情報を委員会の審査に活用することにより、委員会で審査や調査されている事柄について充実した議論ができることを目的として、標準市議会会議規則では委員外議員

の制度が規定されています。

具体的な手続は、委員会が当該議員の出席を求める場合、当該議員から委員会への出席を求める場合、いずれの場合でも委員長発議または委員からの動議に基づく委員会の議決が必要です。

委員外議員の制度は先に述べたように、委員会で審査又は調査されている事件に関する議論を充実させることを目的とする制度です。委員長の辞任は、確かに委員会で審査される事件ではありますが、当該事件は委員会の内部のことに關する事件であることから、委員外議員の制度の趣旨に適合する事件ではないと考えます。

以上のことから、最終的には委員会の判断ですが、委員長の辞任に関する事件の審査において、委員会が委員外議員の出席を求めたり、許可するべきではないと考えますので、委員外議員の出席を否決することが適当です。なお、委員会の傍聴については、先に述べたように委員会などの許可は不要なので、傍聴を希望する議員は自由に委員会を傍聴することが可能です。

**参考 標準市議会会議規則**

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるとき

は、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その可否を決める。

#### 参考 標準市議会委員会条例

第19条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

#### 参考文献

- 議会運営の実際（自治日報社）
- 逐条地方自治法（学陽書房）
- 議会運営実務提要（ぎょうせい）
- 地方自治関係実判例集（ぎょうせい）
- 地方財務実務提要（ぎょうせい）
- 地方自治法質疑応答集（第一法規）
- 予算の見方・つくり方（学陽書房）
- 地方議会用語事典（ぎょうせい）

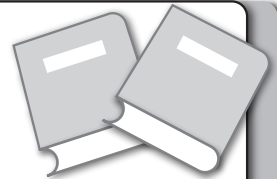
●第47号（2016年11月発売） 定価（本体1,150円＋税）

#### ・特集 自治体における地震防災対策 ～地域防災力の向上を目指して～

熊本地震における初動対応  
地震防災対策の現状と課題 ～熊本地震を受けて今後を考える～  
災害時における個人情報の利活用  
地域安全向上のための防災情報の活用  
松山市 機能別消防団  
荒川区 荒川区中学校防災部の取組 ～「助けられる人から助ける人へ」～  
茅野市 茅野市災害に強い支え合いのまちづくり条例

#### ・トピックス

移動期日前投票所（車）の導入について  
～山間地域における投票機会の確保及び交通弱者対策～  
条例見直しのポイント ～熱気から成熟へ～



Back Number

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール（通話料無料） TEL：0120-953-431 Web URL：https://gyosei.jp  
受付時間：月～金 9時から17時 サレ FAX：0120-953-495